平成２２年（フ）第１９８号
青森県弘前市大字和泉２丁目２番地６　木村方
破産者　菊池　民二
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２９２号
青森県弘前市大字小人町25番地１
破産者　阿部　重一
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５７号
群馬県太田市山之神町409番地29
破産者　藤岡　正行
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１３１４号
さいたま市見沼区堀崎町696番地20
破産者　塚田　　滋
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１５号
さいたま市見沼区堀崎町696番地20
破産者　塚田　洋子
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２３号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目３番２号　エステートピアみしまやⅠ―102号、旧住所埼玉県朝霞市膝折町４丁目１番25号　ドミール金子B101
破産者　髙梨　勇一
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５２号
さいたま市見沼区東大宮５丁目25番地９　タテヤマパークハイツ101
破産者　佐藤　泰江
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８９号
埼玉県加須市向古河1281番地６
破産者　平松　弘美
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０９号
埼玉県加須市向古河1281番地６、住民票上の住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区３棟205号
破産者　福原　とよ
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字岡泉886番地５
破産者　山田　秀孝
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４１号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字岡泉886番地５
破産者　山田　美加
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５９号
名古屋市西区中小田井５丁目293番地　宝マンション上小田井403号、住民票上の住所名古屋市西区中小田井５丁目433番地　宝上小田井ステーション壱番館205号
破産者　今井　智巳
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２号
三重県名張市朝日町1545番地
破産者　谷　　光子
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４５７１号
大阪府守口市寺方本通１丁目３番25号
破産者　吉田　源笠
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
広島市中区十日市町２丁目５―18、住民票上の住所広島市中区三川町７番16―602号
破産者　手島　佳昭
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８００号
広島県廿日市市河津原888番地１
破産者　亀次　聖子
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４号
沖縄県石垣市字登野城473番地４
破産者　赤嶺　一夫
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３８３０号
札幌市白石区平和通６丁目北９番24―403号
破産者　高津　譲次
1　決定年月日　平成23年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部